

甲府警察署協議会 令和6年度第3回定例会議 議事概要

開 催 日	令和6年10月11日（金）
開 催 場 所	甲府警察署大会議室
出 席 者	協議会 会長及び委員 7名 警察署 署長、副署長、課長等 14名
議事概要等	<p>1 令和6年7月から9月までの業務推進状況</p> <p>(1) 会計課関係</p> <p>ア 遺失物・拾得物の取扱状況</p> <p>イ 主な支出経費</p> <p>(2) 警務課関係</p> <p>ア 警察官採用試験募集活動の推進状況</p> <p>イ 「ひまわりの絆プロジェクト」活動の実施</p> <p>ウ 令和6年度山梨県警察総合防災訓練に被害者支援班として参加</p> <p>エ 広聴事案の受理状況</p> <p>オ 警察安全相談の受理状況</p> <p>(3) 留置管理課関係</p> <p>ア 収容状況等</p> <p>イ 留置場内の設備点検等の推進</p> <p>ウ 留置施設の修繕等の実施</p> <p>エ 実戦的教養・訓練の推進</p> <p>(4) 生活安全課関係</p> <p>ア 人身安全関連事案の認知、検挙状況</p> <p>イ 声掛け事案等の認知、検挙・指導警告状況</p> <p>ウ 主な犯罪抑止対策</p> <p>(5) 地域課関係</p> <p>ア 通信指令競技会</p> <p>イ 職務質問による主な検挙</p> <p>ウ 山岳遭難発生状況・同対策の推進</p> <p>エ 雑踏警備</p> <p>オ 各種訓練の実施</p> <p>(6) 刑事第一課関係</p> <p>ア 犯罪情勢 刑法犯認知検挙件数</p> <p>イ 教養、訓練等</p> <p>ウ 主な事件検挙</p> <p>エ 検視取扱状況</p> <p>(7) 刑事第二課関係</p> <p>ア 知能犯罪の発生状況</p> <p>イ 告訴・告発対応</p> <p>ウ 主な事件検挙</p> <p>エ その他の取組み</p> <p>(8) 組織犯罪対策課関係</p> <p>ア 電話詐欺被害の発生状況</p> <p>イ 事件検挙等</p> <p>ウ 暴力団対策</p> <p>(9) 交通課関係</p> <p>ア 交通事故発生状況</p>

- イ 主な事件検挙
- ウ 交通安全対策の実施状況
- (10) 警備課関係
 - ア 災害対策訓練の実施
 - イ 要人警護
 - ウ 不法残留外国人の検挙

2 甲府警察署速度取締り指針について
速度取締りに対する意見等なく承認された。

3 意見・要望等

- (1) ATMから1千万円を振り込んでしまった詐欺事件のニュースを見た。
ATMの前では携帯電話は使えないようにする条例を作ってはどうか。

【回答】

山梨県では、現時点条例を作る動きはない。条例が出来ても、どのように注意喚起していくかが大切。

- (2) 深夜帯、路上で飲酒し騒ぐ者が増えている。
路上飲酒禁止の条例作りを考える必要もあるのでは。

【回答】

現在、パトカー等で、飲酒運転防止とともに、路上で騒ぐ者についてもパトロールを強化し、警戒を強めている。

朝から営業しアルコールを提供している飲食店もあるので、深夜帯に限らず1日を通じて警戒を強めていく。

- (3) ニュースによると他県で逮捕された緊縛強盗犯が山梨県を拠点にしていたとのこと。また外国人は2～3万円のために殺人までしてしまう等とても怖いこと。

山梨県は一軒家が多いので、狙われやすいのではないかと。パトロール等の対策をお願いしたい。

【回答】

指示役は、どこに居ても出来てしまうため、拠点はどこにでも作れてしまう。

実行役は訪問リフォーム業者等を騙ってくるので、心当たりや必要がない場合は、応対をしない。戸締まりの徹底。防犯カメラ等防犯器具の設置等の防犯指導を推進するとともにパトロールを継続していく。

- (4) DVや男女間トラブル等の被害に遭っている女性が、LINE等で相手に気付かれないまま通報したり写真を送信したりできるシステムを作ることは出来ないか。

【回答】

LINEは無いが、110番通報で画像転送はできる。

DVや男女間トラブル対策としても2点あり、

1 特定電話番号登録

登録された電話から110通報すれば、無言であっても、どのような取扱いをしている相手か分かり、それを踏まえて臨場し対処することが出来る。

2 ココセコム貸し出し

GPSで現在地が確認出来るとともに、非常ボタンを押せば通報され、ピンポイントで臨場出来る。

というシステムを現在も運用している。

- (5) 通信指令競技会とはどういうものか。

【回答】

警察署の通信指令役と臨場警察官役が、通報受理から臨

場、報告、捜査、検挙までを想定の中で行っていき、その対応状況について評価され、順位付けされるもの。

- (6) 県警で災害対策訓練を実施しているが、国や県と、どのように協同するのが重要だと思うがいかが。

【回答】

今回は県警内部での訓練であったが、年間を通じ様々な訓練を実施しており、県、自衛隊、消防等とも訓練を行っており、連携を強めている。

- (7) モペットを検挙したが、検挙された側は、違反であることを知っていて乗っているのか。また売った側も知っていて売っているのか。

モペットは、どれくらい普及しているのか。

【回答】

今回の検挙は外国人であったが、モペットの運転について母国によっては運転免許の必要がなく、日本でも同様に運転できると思っていたとのことから、外国人に対する交通講話の機会等を活用して交通ルールについて周知していく。

モペットは主としてインターネットにより購入している場合が多く、販売者は購入者に運転免許を要すること等について説明しているとのこと。

モペットの普及は現時点少ないものの、都市部における普及によっては増加する可能性もある。

- (8) 山の手通りの人身事故の原因は、速度超過以外にどのようなものがあるのか。

【回答】

速度超過以外の違反としては、信号無視などの交差点関連違反があげられ、人身事故の主原因としては前方不注視や動静不注視といった原因が多くを占めている。

特に、歩行者事故においては重症化する虞が高いことから上記違反に加えて横断歩行者妨害に対する取締りを強化して事故抑止に繋げている。